

# まだ間に合います！

## 雇用調整助成金のことは 12 月までご相談ができます。

- ① コロナ禍以前に比べて売り上げや生産量が下がった。
- ② 仕事が減り、正社員や、パート・アルバイトを休ませた。
- ③ 休んでもらった従業員に休業手当等を支払い、給料の一部または全部を補償した。

(現時点で休業補償していないなくても、今後、遡って休業補償すれば対象になります。)

**こんな方はまずは、お電話でご相談ください。**

**FAX 023-631-2981**

## 雇用調整助成金活用事業者向け相談会・申込書

山形県では、雇用調整助成金活用事業者向け相談会を下記会場の日程で実施しています。従業員の方の休業補償に関する相談、雇用調整助成金等の申請に関するご相談をお受けしております。事前に（この面）該当に✓、必要事項記載のうえFAXにてお申込みください。

### 10月23日（金）

ヤマコーカホール（7階・会議室）（山形市） 山形市香澄町3-2-1 山交ビル7階

9:00  10:00  11:00  13:00  14:00  15:00  16:00

庄内産業振興センター マリカ東館 第4研修室（鶴岡市）鶴岡市末広町3-1

9:00  10:00  11:00  13:00  14:00  15:00  16:00

### 11月27日（金）

ヤマコーカホール（7階・会議室）（山形市） 山形市香澄町3-2-1 山交ビル7階

9:00  10:00  11:00  13:00  14:00  15:00  16:00

伝国の杜 2F小会議室（米沢市）米沢市丸の内1-2-1

9:00  10:00  11:00  13:00  14:00  15:00  16:00

### 12月18日（金）

ヤマコーカホール（7階・会議室）（山形市） 山形市香澄町3-2-1 山交ビル7階

9:00  10:00  11:00  13:00  14:00  15:00  16:00

新庄市民プラザ 第5研修室（新庄市）新庄市大手町1-60

9:00  10:00  11:00  13:00  14:00  15:00  16:00

団体名（貴社名）	
担当者様氏名	(部署名)
お電話番号	